

クイズで学ぼう! お金のイロイロ (答え)



知るぼるとキャラクター
矢口イチ (矢口家の愛犬)

答えは ③70歳代以上

警察庁の調べによると、2015年の特殊詐欺(振り込め詐欺とそれ以外の特殊詐欺<金融商品等取引名目の特殊詐欺等>の総称)の被害者を年齢層別にみると、このところ高齢者の資産を標的とした被害が顕著となっており、「70歳以上」が約7割を占めています。そして、「70歳以上」の被害者のうち約8割を「女性」が占めています。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局 (日本銀行高知支店総務課内) TEL: 088-822-0114

消費生活センター便り

賃貸住宅退去トラブル
原状回復にもルールがあります。



引越しのシーズンになると、消費生活センターには賃貸住宅に関する相談が多く寄せられます。特に退去の際は、修繕費の支払いなどでトラブルになることがあるので、注意が必要です。

事例

賃貸アパートを退去した際、クロスの全面張り替え等の高額な退去費用を請求されたが納得できない。喫煙していたこともあり、張り替えは必要だと思うが、6年ほど居住していて経年劣化もあると思う。全額支払わなくては行けないか。

賃貸住宅等を退去するときには、原状回復義務が生じます。この時の原状回復とは、入居時の状態に完全に戻すということではなく、借主の故意・過失、その他通常の使用を超える損耗・破損を復旧することと考えられています。例えば、喫煙やペットの飼育に伴う壁紙のキズや臭い等は、借主負担で修繕しなければいけませんが、日焼けによる畳や壁紙の変色等の建物・設備の自然的な劣化(経年劣化)やテレビや冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ等、通常の使用により発生した損耗(通常損耗)は貸し主の負担となります。

退去時の原状回復費用は、原則として入居時の契約内容に従うこととなりますが、事例のように費用の負担割合に疑問がある場合などは、当事者間で話し合う必要があります。高知県では、国土交通省が定める原状回復に関するガイドラインをもとに、県内の不動産業界が退去費用の負担基準となる「高知県ルール」を運用しています。畳やふすまなど、修繕箇所により負担単位が定められているので、トラブルになってしまったときは、ガイドラインや高知県ルールを参考に話し合いましょう。また、トラブルを避けるためには、入居前の確認も重要です。前述したように、原状回復費用は原則として契約書に従うこととなっているので、入居前によく読み、理解した上で契約しましょう。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

住所

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地
「ソーレ」2階
(休所日 土・祝日・12/29~1/3)

相談受付

日~金 9:00~16:45
※日曜日にも相談を受け付けています

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

